

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口

事業実施区域周辺の地域として、北九州市の人口及び世帯数は、福岡県の発表によると令和3年1月1日において、人口が944,712人、世帯数が486,826世帯となっている。同様に福岡県においては、人口が5,124,259人、世帯数は2,473,308世帯となっており、福岡県全体に占める割合は、人口が約18.4%、世帯数が約19.7%を占めている。

(出典：「住民基本台帳年報」、福岡県ホームページ
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/juki-jukinenpou.html> (令和4年6月閲覧))

また、離島については、北九州市の発表によると令和4年3月31日時点において、馬島(同市小倉北区大字馬島として集計)の人口は28人、世帯数13世帯、藍島(同市小倉北区大字藍島として集計)の人口は204人、世帯数は100世帯となっている。

(出典：「北九州市の人口(町別)」、北九州市ホームページ
https://www.city.kitakyushu.lg.jp/soumu/file_0311.html (令和4年6月閲覧))

(2) 産業

① 漁業に係る状況

a. 北九州市の漁獲量

北九州市の漁業種別漁獲量（平成 25～30 年）を表 3.2-1 に、魚種別漁獲量（平成 25～30 年）を表 3.2-2 に示す。

平成 30 年の北九州市の漁獲量は 3,239t であった。

漁業種別では、「その他の漁業」が最も多く 1,160t、「はえ縄以外の釣（その他の釣）」が 462t、「刺網（その他の刺網）」が 406t であった。

魚種別では「たこ類」が 762t、「いか類（その他のいか類）」が 331t、「その他の魚類」が 470t であり、これらが漁獲量の多くを占めている。

表 3.2-1 北九州市の漁業種別漁獲量（平成 25～30 年）

漁業種別		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
底びき網	遠洋底びき網	-	-	-	-	-	-	
	以西底びき網	-	-	-	-	-	-	
	沖合底びき網	1 そうびき	-	-	-	-	-	-
		2 そうびき	-	-	-	-	-	-
	小型底びき網	x	x	x	156	173	171	
船びき網		111	115	127	118	129	132	
まき網	大中型まき網	1 そうまき	遠洋かつお・まぐろ	-	-	-	-	-
			近海かつお・まぐろ	-	-	-	-	-
			その他	-	-	-	-	-
	2 そうまき網	-	-	-	-	-	-	
中・小型		-	-	-	-	-	-	
刺網	さけ・ます流し網		-	-	-	-	-	
	かじき等流し網		-	-	-	-	-	
	その他の刺網		400	394	413	399	417	406
敷網	さんま棒受網		-	-	-	-	-	
定置網	大型定置網		-	-	-	-	-	
	さけ定置網		-	-	-	-	-	
	小型定置網		117	125	116	113	x	74
その他の網漁業		110	66	37	25	x	4	
はえ縄	まぐろはえ縄	遠洋まぐろ	-	-	-	-	-	
		近海まぐろ	-	-	-	-	-	
		沿岸まぐろ	-	-	-	-	-	
	その他のはえ縄		x	x	x	75	77	102
はえ縄以外の釣	かつお一本釣	遠洋かつお	-	-	-	-	-	
		近海かつお	-	-	-	-	-	
		沿岸かつお	-	-	-	-	-	
	いか釣	遠洋	-	-	-	-	-	
		近海	-	-	-	-	-	
		沿岸	115	96	139	214	74	80
	ひき縄釣		254	282	289	281	273	296
その他の釣		504	519	531	518	457	462	
採貝・採藻		x	x	x	260	479	352	
その他の漁業		1,122	1,139	1,129	1,120	1,111	1,160	
合計		3,282	3,278	3,284	3,279	3,334	3,239	

注:1. 「-」は事実のないもの、「0」は単位に満たないものを示す。

注:2. 「小計」「計」及び「合計」は、その他の魚類も含んでいるため、内訳と一致しない。

出典：「海面漁業生産統計市町村別データ（平成 25～30 年）」（政府統計の総合窓口 HP）

表 3.2-2 北九州市の魚種別漁獲量（平成 25～30 年）

（単位:t）

漁種		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
魚類	まぐろ類	0	0	0	0	x	x
	かじき類	-	-	-	-	-	-
	かつお類	-	-	-	-	-	-
	さめ類	0	2	3	2	4	2
	さけ類	-	-	-	-	-	-
	ます類	-	-	-	-	-	-
	このしろ	27	24	24	25	19	4
	にしん	-	-	-	-	-	-
	まいわし	0	4	0	-	-	-
	うるめいわし	-	-	-	-	-	-
	かたくちいわし	110	62	37	25	x	x
	しらす	-	-	-	-	-	-
	まあじ	174	177	181	178	121	129
	むろあじ類	4	4	4	4	4	5
	さば類	0	0	1	0	0	0
	さんま	-	-	-	-	-	-
	ぶり類	202	205	201	199	151	152
	ひらめ	40	45	45	44	48	48
	かれい類	44	42	52	52	56	44
	まだら	-	-	-	-	-	-
	すけとうだら	-	-	-	-	-	-
	ほっけ	-	-	-	-	-	-
	きちじ	-	-	-	-	-	-
	はたはた	-	-	-	-	-	-
	にぎす類	-	-	-	-	-	-
	あなご類	15	15	18	17	12	9
	たちうお	3	3	3	3	3	2
	まだい	119	127	139	132	163	181
	ちだい・きだい	6	11	16	16	13	22
	くろだい・へだい	99	100	104	102	102	101
	いさき	1	1	2	1	1	1
	さわら類	116	147	145	131	137	155
すずき類	82	85	84	84	73	69	
いかなご	-	-	-	-	-	-	
あまだい類	6	8	14	11	12	13	
ふぐ類	49	49	51	51	43	53	
その他の魚類	432	422	448	429	472	470	
計	1,532	1,534	1,572	1,507	1,484	1,463	
えび類		52	52	45	45	50	46
かに類		87	84	83	92	97	99
おきあみ類		-	-	-	-	-	-
貝類	あわび類	24	24	23	22	15	20
	さざえ	78	78	77	76	78	94
	あさり類	0	0	0	x	0	0
	ほたてがい	-	-	-	-	-	-
	その他の貝類	6	8	8	8	3	6
計	107	109	107	x	96	120	
いか類	するめいか	4	4	6	6	2	3
	あかいか	-	-	-	-	-	-
	その他のいか類	420	397	412	488	315	331
計	425	401	418	494	317	334	
たこ類		730	792	786	770	747	762
うに類		27	20	26	24	53	58
海産ほ乳類		-	-	-	-	-	-
その他の水産動物類		46	30	42	x	72	74
海藻類	こんぶ類	-	-	-	-	-	-
	その他の海藻類	276	256	204	196	418	282
合計		3,282	3,278	3,284	3,279	3,334	3,239

注：1. 「-」は事実のないもの、「x」は個人等の秘密に属する事項を秘匿するため統計数値を公表しないものを示す。

2. 「合計」は、その他の漁業も含んでいるため、内訳の合計と一致しない。

出典：「海面漁業生産統計市町村別データ(平成 25～30 年)」(政府統計の総合窓口 HP)

b. 周辺漁港における属地陸揚量

北九州市沿岸部において、事業実施区域周辺に面した漁港として、岩屋漁港、脇田漁港、脇之浦漁港及び藍島漁港が挙げられる。漁港の位置を図 3.2-1 に示す。

令和元年における各漁港における魚種別及び漁業種別の属地陸揚量(上位 5 種)は、表 3.2-3～表 3.2-4 に示すとおりである。

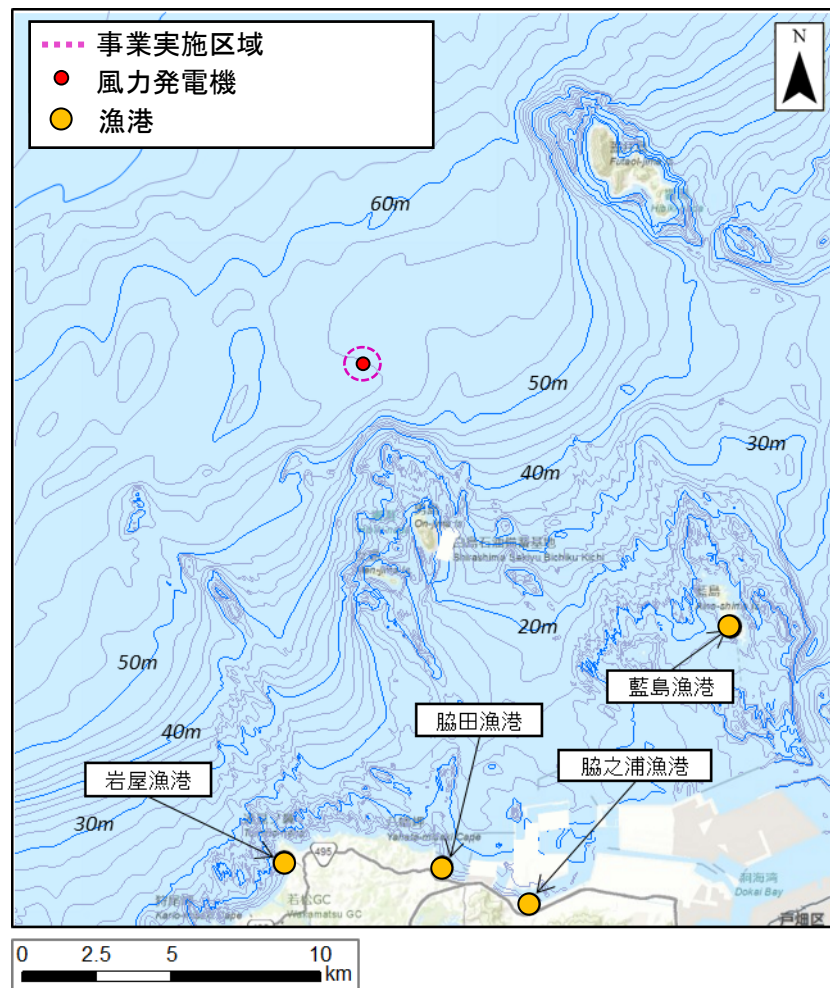


図 3.2-1 漁港位置

表 3.2-3 主要魚種別属地陸揚量（上位 5 種）

漁港		順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
岩屋漁港	魚種		ひじき	たい類	その他の魚類	その他の海藻類	さわら類
	数量（トン）		41	33	26	20	15
脇田漁港	魚種		その他の魚類	いか類	さわら類	うに類	ぶり類
	数量（トン）		22	16	15	12	9
脇之浦漁港	魚種		さざえ	いか類	うに類	たこ類	その他の魚類
	数量（トン）		17	14	13	12	7
藍島漁港	魚種		ひじき	さざえ	たこ類	たい類	うに類
	数量（トン）		102	68	50	42	36

出典：「漁港港勢の概要 令和元年」（水産庁、令和 4 年 1 月）を基に作成

表 3.2-4 主要漁業種類別属地陸揚量（上位 5 種）

漁港		順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
岩屋漁港	漁業種類		採藻	その他のほえ縄	ひき縄釣	採貝	いか釣り
	数量（トン）		66	58	16	14	5
脇田漁港	漁業種類		その他の刺網	ひき縄釣	潜水器漁業	いか釣り	その他の漁業
	数量（トン）		29	16	16	15	8
脇之浦漁港	漁業種類		潜水器漁業	その他の刺網	その他の釣	採藻	ひき寄せ網
	数量（トン）		36	16	11	11	10
藍島漁港	漁業種類		採藻	潜水器漁業	その他の刺網	ひき寄せ網	その他の漁業
	数量（トン）		144	115	53	36	35

出典：「漁港港勢の概要 令和元年」（水産庁、令和 4 年 1 月）を基に作成

3.2.2 水域（土地）利用の状況

(1) 港湾区域及び漁港区域

福岡県の港湾（図 3.2-2 参照）は、北西を玄界灘、響灘、南西を有明海、北東を周防灘に面しているという地理的条件から海との関わり合いが強く、港は古くから大陸との玄関口として栄え、今後はアジアに開かれた交流拠点として発展している。

県内には国際拠点港湾の北九州港（北九州市管理）、博多港（福岡市管理）と重要港湾の苅田港、三池港、他に地方港湾が 5 港（福岡県管理）あり、それぞれの港の地理的、歴史的条件と背後圏の社会的、経済的な特性に応じた整備がなされ、地域の産業振興や広域交通体系拠点として重要な役割を果たしている。

事業実施区域周辺の港湾区域及び漁港区域を図 3.2-3 に示す。北九州港は小倉南区の井ノ浦から若松区八幡崎に至る臨海部に展開し、その海岸線の延長は約 170km である。北九州港港湾区域は、周防灘、関門海峡、洞海湾、響灘の 4 つの海域にまたがっている。

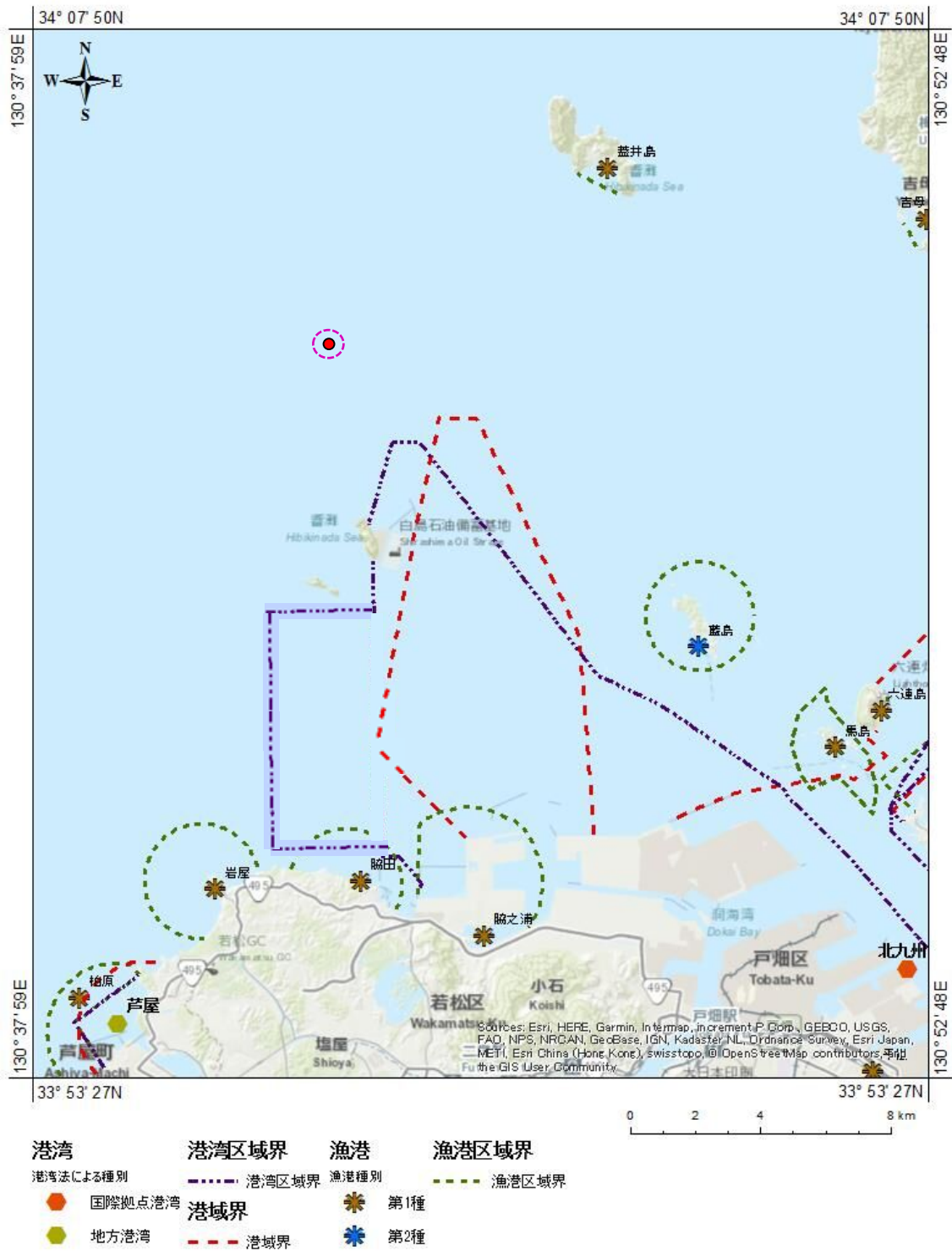
また、漁港区域は、「岩屋漁港区域」、「脇田漁港区域」、「脇之浦漁港区域」、「藍島漁港区域」等が挙げられる。

事業実施区域は、これら港湾区域及び漁港区域からは離れている。



出典：「第 3 「うみ」と「みなと」」福岡県ホームページ：
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/539358_60380898_misc.pdf（令和 4 年 6 月閲覧）

図 3.2-2 福岡県内の港湾

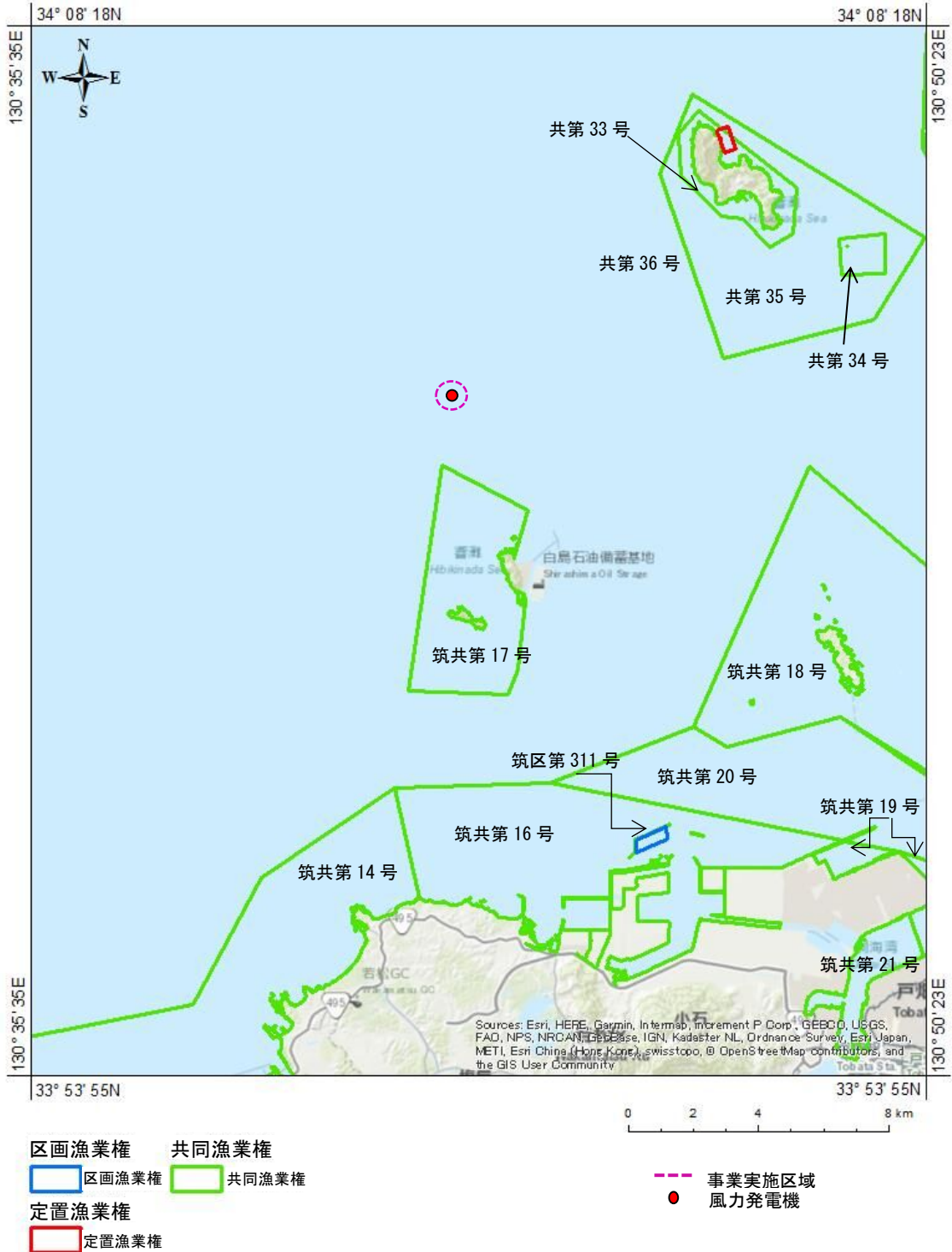


出典：「港湾/漁港」（環境省、環境アセスメントデータベース、令和4年6月閲覧）

図 3.2-3 港湾区域及び漁港区域

(2) 漁業権の設定状況

事業実施区域周辺における漁業権の位置図は図 3.2-4 に、共同漁業権の内容は表 3.2-5 に示すとおりである。事業実施区域はいずれの漁業権区にも該当していない。



出典：「漁業権」（環境省、環境アセスメントデータベース、令和4年6月閲覧）

図 3.2-4 漁業権の位置図

表 3.2-5 共同漁業権の内容

免許番号	漁業権者 (漁業協同組合)	漁業種類	漁業の名称
筑共第14号	遠賀	第1種	あわび、とこぶし、えごのり、あらめ、なまこ、しゃこ等
筑共第16号	北九州市	第1種	えむし、なまこ、いせえび、たこ、うに、あわび、とこぶし、びな、さざえ、あかにし、ばい、てんぐにし、あかがい、いがい、たいらぎ、かき、あさり、うちむらさき、ばかがい、ふともずく、もずく、あらめ、くろめ、わかめ、ひじき、あまのり、てんぐさ、ふのり、えごのり、あかもく等
筑共第17号	ひびき灘	第1種	あわび、とこぶし、えごのり、あらめ、なまこ、たこ、うに等
筑共第18号	北九州市	第1種	あわび、とこぶし、あらめ、くろめ、なまこ、いせえび等
筑共第19号	北九州市	第1種	あわび、とこぶし、あらめ、くろめ、なまこ、しゃこ等
筑共第20号	北九州市	第1種	えむし、なまこ、しゃこ、たこ、うに、あわび、さざえ、ばい、てんぐにし、あさり、わかめ、あかもく等
筑共第21号	北九州市	第1種	あわび、びな、あらめ、くろめ、わかめ、なまこ、しゃこ等
筑共第14号	遠賀	第2種	雑魚柵網、曲建網、雑魚落網、固定式刺網、あなごうけ、雑魚かご
筑共第16号	北九州市	第2種	雑魚柵網、雑魚曲建網、雑魚大謀網、固定式刺網、あなごうけ、雑魚かご
筑共第17号	ひびき灘	第2種	雑魚曲建網、固定式刺網、あなごうけ、雑魚かご
筑共第18号	北九州市	第2種	雑魚柵網、雑魚曲建網、雑魚大謀網、固定式刺網、あなごうけ、雑魚かご
筑共第19号	北九州市	第2種	うなぎ紫漬、雑魚曲建網、固定式さし網、あなごうけ、雑魚かご
筑共第20号	北九州市	第2種	固定式刺網、あなごうけ、雑魚かご
筑共第21号	北九州市	第2種	うなぎ紫漬、固定式さし網、あなごうけ、雑魚かご
共第33号	蓋井島(山口県)	第1種	あらめ、いわのり、おごのり、てんぐさ、はばのり、ひじき、ふのり、ほんだわら、もずく、あわび、とこぶし、いせえび、うに、たこ等
共第34号	蓋井島(山口県)	第1種	あらめ、いわのり、おごのり、てんぐさ、はばのり、ひじき、ふのり、ほんだわら、もずく、あわび、とこぶし、いせえび、うに、たこ等
共第35号	蓋井島(山口県)	第1種	いたやがい、ばい、いせえび、たこ等
共第36号	蓋井島(山口県)	第2種	建網、曲建網、小型定置網、いか巢網、かご

出典：「北九州市水産要覧 2019」（北九州市、2019年）
「共同漁業権免許内容」（福岡県水産局漁業管理課、平成20年）
「山口県報 号外36」（平成25年6月7日）、「山口県漁業権についてHP」：
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a16500/gyojouzu/gyojouzu.html>

(3) 漁場の状況

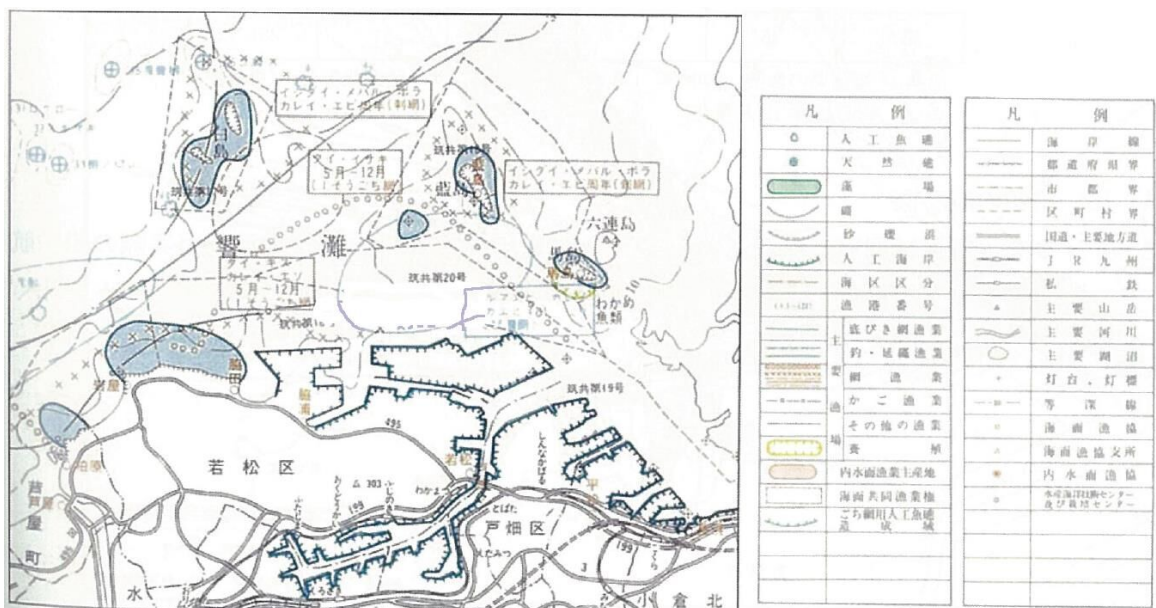
北九州市の漁場は漁業形態や魚種に大きな差異が見られるのが特徴で、筑前海区、関門・洞海海区、豊前海区の3つの海区に区分されており、事業実施区域周辺は筑前海区の沖合に該当する。筑前海区は多くの島や天然の漁礁に恵まれており、タイ、ブリ、ヒラメなどを対象とした釣り・刺し網・小型定置網やアワビ、サザエなどの磯根漁業が行われている（図 3.2-5、図 3.2-6 参照）。

事業実施区域においては、釣りを主体とした漁場となっている。



出典：「北九州市の水産要覧 2019」（北九州市、2019年）

図 3.2-5 北九州市における主な漁業の操業状況



出典：「北九州市自然エネルギー導入可能性調査報告書」（北九州市、2006年）

図 3.2-6 漁場図

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

事業実施区域においては、河川、湖沼、海域及び地下水の利用状況の中で、海域の利用が該当する。事業実施区域周辺における海上交通の状況について、その概要を以下に示す。

(1) 海上交通の状況

a. 北九州港の入港船舶状況

北九州港の入港船舶状況は表 3.2-6 に示すとおりであり、入港船舶 46,268 隻のうち内航船が約 8 割を占めているが、総トン数で比較すると、大型船の多い外航商船の割合が約 5 割を占めている。

表 3.2-6 入港船舶状況（令和 2 年）

港格	港湾	項目	総数	外航商船	内航商船	内航自航	漁船	その他
国際拠点港湾	北九州	隻数	46,268	3,681	36,343	2,081	255	3,908
		総トン数	90,689,479	47,029,475	16,045,457	25,065,918	1,275	2,547,354

出典：国土交通省「交通関係統計資料・令和 2 年 港湾統計（年報）（データベース形式）」：
<https://www.mlit.go.jp/k-toukei/R2kowan-database.html>（令和 4 年 6 月閲覧）

b. 漁港の状況

事業実施区域に面する北九州北側における漁港には、岩屋漁港、脇田漁港、脇之浦漁港、藍島漁港が挙げられるが、それらの漁港の状況を表 3.2-7 に示す。脇之浦漁港は沖合にある白島周辺を主な漁場に漁業が営まれている。脇田漁港では、いか釣りや刺し網、小型定置網など沿岸漁業が営まれ、漁港周辺には海釣り桟橋もある。

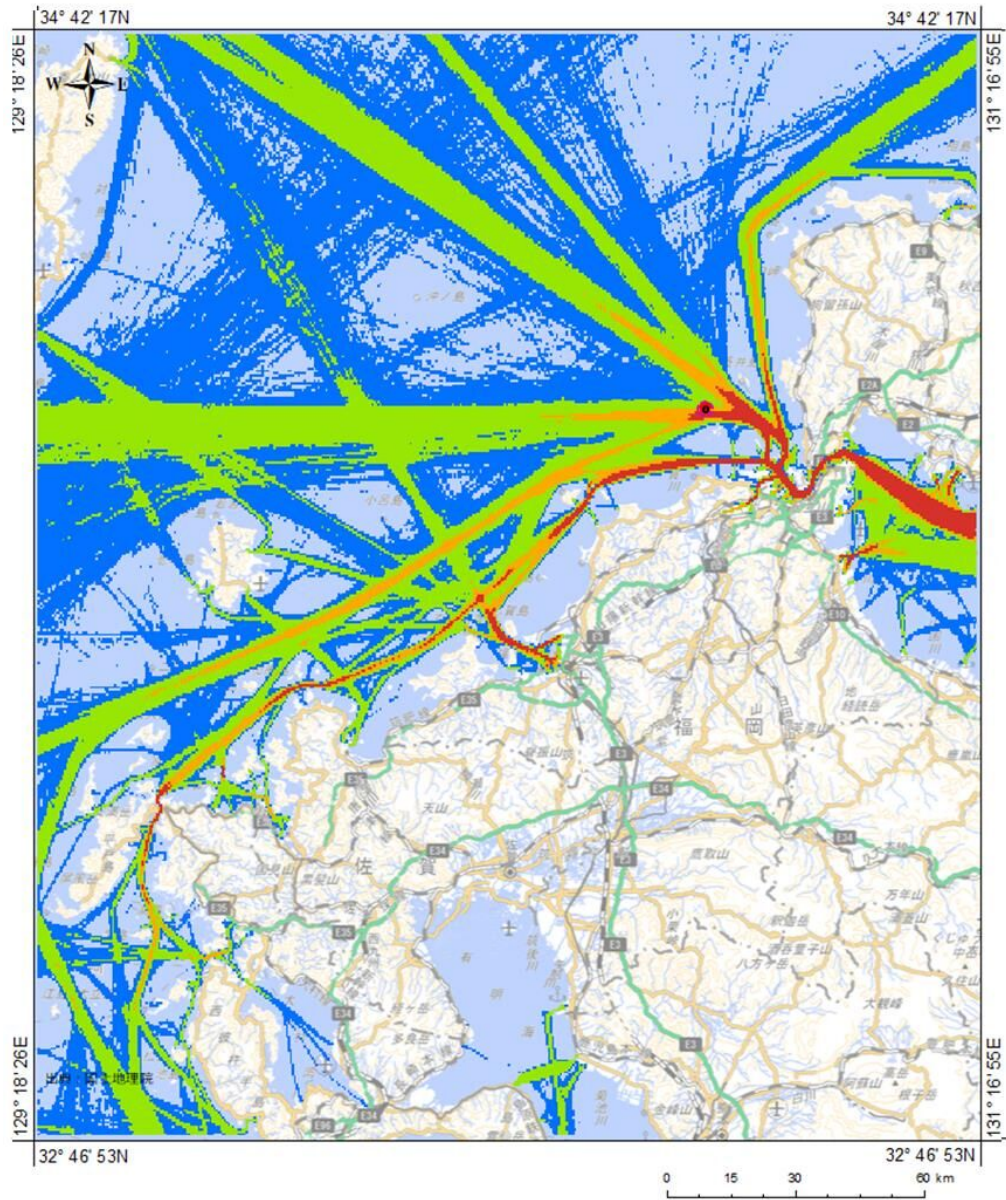
表 3.2-7 漁港の状況（平成 30 年度）

漁港名	漁港地区人口	組合員数	漁業経営体数	漁船（登録漁船）数							
				総数	動力漁船						無動力漁船数
					小計	3t 未満	3t~5t	5t~10t	10t~20t	20t 以上	
岩屋	435	41	28	47	47	29	13	5	0	0	0
脇田	396	31	31	34	34	4	14	15	1	0	0
脇之浦	206	83	53	69	69	7	51	11	0	0	0
藍島	218	89	60	105	105	61	38	6	0	0	0

出典：「福岡の漁港漁場 2020」（一般社団法人福岡県漁港漁場協会、令和 3 年 3 月）

c. 船舶の航跡図

福岡県の日本海側における航跡図から、関門海峡から玄界灘にかけて船舶通航量が多くなっており、多いところでは151～300隻/月以上の航路も見られる（図 3.2-7、図 3.2-8 参照）。



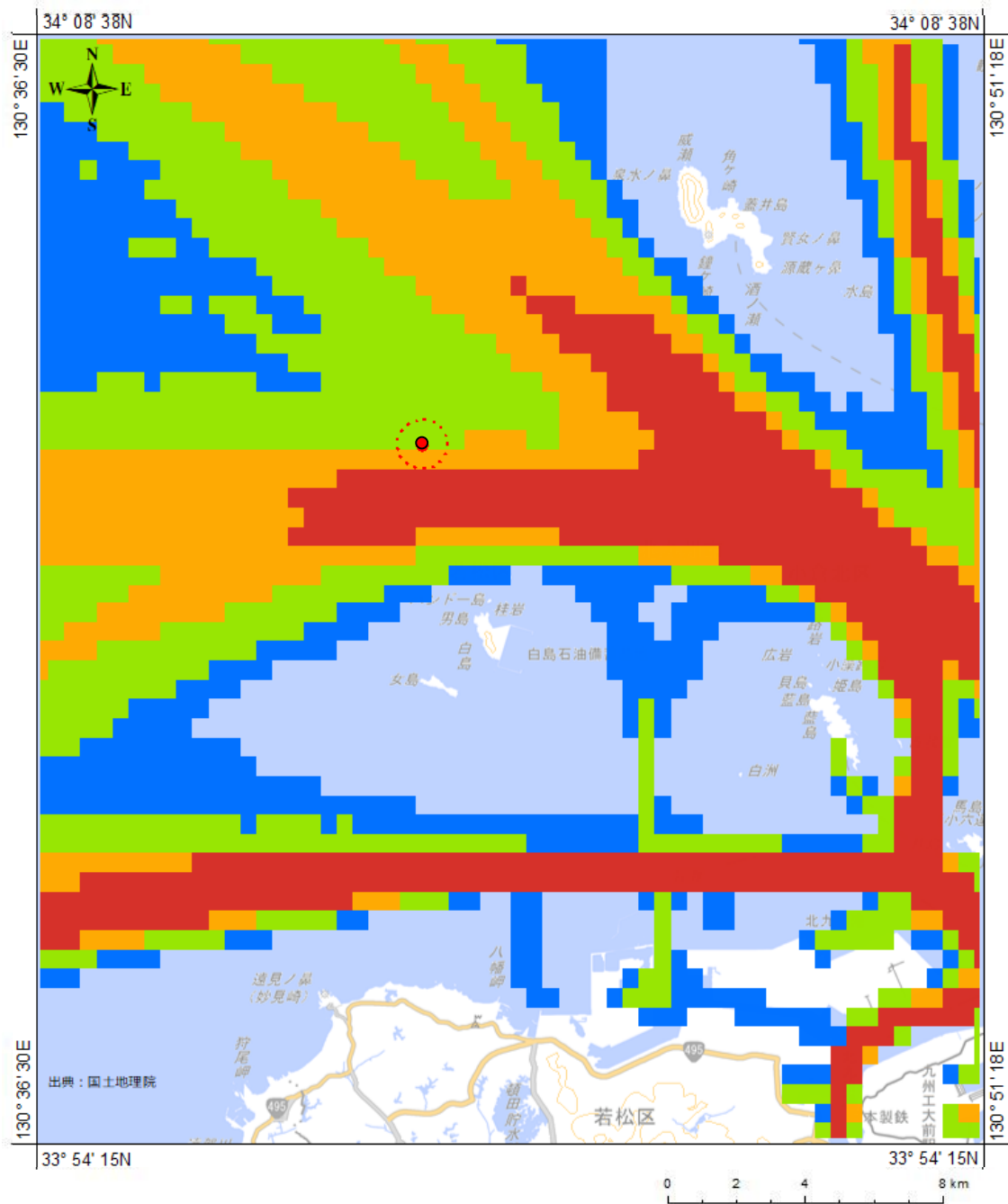
船舶通航量 凡例

- 6～30 隻/月
- 31～150 隻/月
- 151～300 隻/月
- 301～隻/月

- 事業実施区域
- 風力発電機

出典：「船舶通航量（2017年12月）」（環境省、環境アセスメントデータベース、令和4年6月閲覧）

図 3.2-7 全船舶の航跡図（広域）



船舶通航量 凡例

- 6~30 隻/月
- 31~150 隻/月
- 151~300 隻/月
- 301~隻/月

- 事業実施区域
- 風力発電機

出典：「船舶通航量（2017年12月）」（環境省、環境アセスメントデータベース、令和4年6月閲覧）

図 3.2-8 全船舶の航跡図（北九州沖合）

3.2.4 交通の状況

事業実施区域は洋上であることから、陸域における交通の状況は該当しない。

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

事業実施区域は洋上であることから、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況については該当しない（図 3.2-9 参照）。

また、若松区における用途地域図を図 3.2-10 に示す。若松地区沿岸部は、工業専用地域、及び準工業地域となっている。

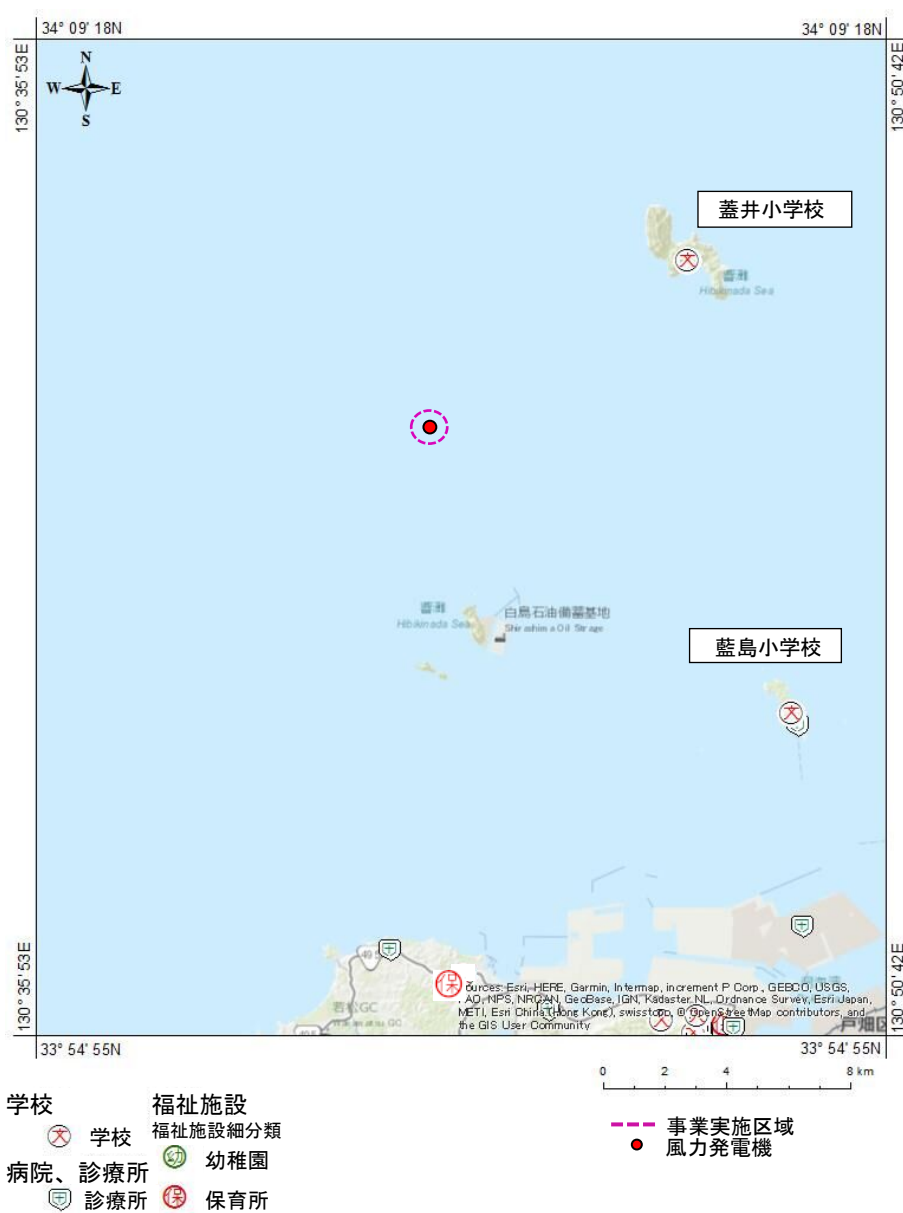
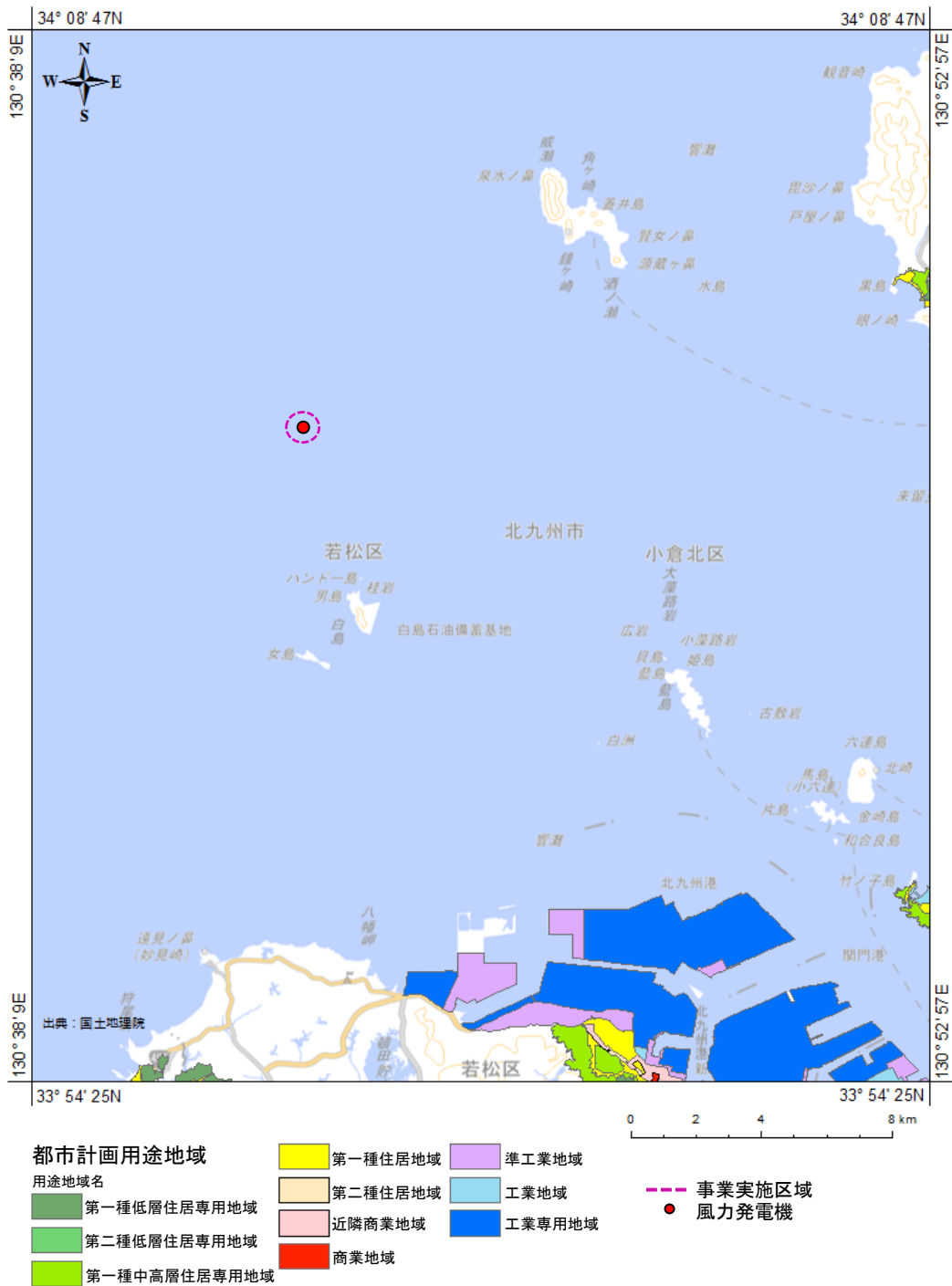


図 3.2-9 主な学校等の位置



出典：「都市計画用途地域」（環境省、環境アセスメントデータベース、令和4年6月閲覧）

図 3.2-10 用途地域図

3.2.6 下水道の整備の状況

事業実施区域は洋上であることから、下水道の整備の概況については該当しない。

3.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(1) 公害関係法令等

① 環境基準

a. 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)第16条の規定に基づき、大気汚染、騒音、水質汚濁、地下水の水質汚濁及び土壌汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基準が定められている。概要を以下に示す。

(a) 大気質

大気汚染に係る環境基準については、事業実施区域及びその周辺は該当しない。

(b) 騒音

騒音に係る環境基準については、事業実施区域及びその周辺は該当しない。

(c) 水質

海域における環境基準については、事業実施区域及びその周辺では、響灘及び筑前海において海域の類型指定がなされている。河川及び湖沼については該当しない。

(d) 地下水の水質

地下水の水質汚濁に係る環境基準については、事業実施区域及びその周辺は該当しない。

(e) 土壌

土壌汚染に係る環境基準については、事業実施区域及びその周辺は該当しない。

b. ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁、水底の底質の汚染及び土壌汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、ダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

ダイオキシン類に係る環境基準は、事業実施区域及びその周辺は該当しない。

② 規制基準等

a. 大気質

大気汚染については、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「北九州市公害防止条例」(昭和45年条例第19号)により、規制が実施されている。

これらの規制基準は、事業内容及び場所から判断すると適用されない。

b. 騒音

騒音については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制基準が規制区域の区分ごとに指定している。特定建設作業に伴って発生する騒音に対しては、基準値及び区域の区分に応じて作業時間等の制限等が定められている。

また、自動車騒音については、指定地域内の道路周囲の生活環境が著しく損なわれないよう、交通規制等の措置を要請する限度が区域の区分に応じて時間区分ごとに定められている。

これらの規制基準は、事業内容及び場所から判断すると適用されない。

c. 振動

振動については、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づき、工場からの振動、建設作業振動、道路交通振動に係る規制が実施されている。

これらの規制基準は、事業内容及び場所から判断すると適用されない。

d. 悪臭

悪臭については、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき、悪臭規制地域を指定し、工場その他の事業場から排出される悪臭物質の濃度について各市町において規制基準が定められている。

これらの規制基準は、事業内容及び場所から判断すると適用されない。

e. 水質

水質汚濁については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「北九州市公害防止条例」（昭和 45 年条例第 19 号）により、規制が実施されている。

これらの規制基準は、事業内容及び場所から判断すると適用されない。

f. 水底の底質

「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 号に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和 48 年総理府令第 6 号）に基づき、公共用水域の水質汚濁、魚介類汚染等の原因となる汚染底質の判定基準や除去等の基準として、水底土砂に係る判定基準が定められている。また、「底質の暫定除去基準」（昭和 50 年環水管第 119 号；昭和 63 年 9 月 8 日環水管第 127 号により改定）が定められている。

③ 公害防止計画

福岡県では、「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づき、「北九州地域公害防止計画」、「大牟田地域公害防止計画」及び「福岡地域公害防止計画」を策定し、公害防止のための諸施策を推進している。

(2) 自然及び社会関係法規制の状況

既存の公開資料・文献等により把握した、北九州市沿岸部における法規制の状況は表3.2-8に示すとおりである。

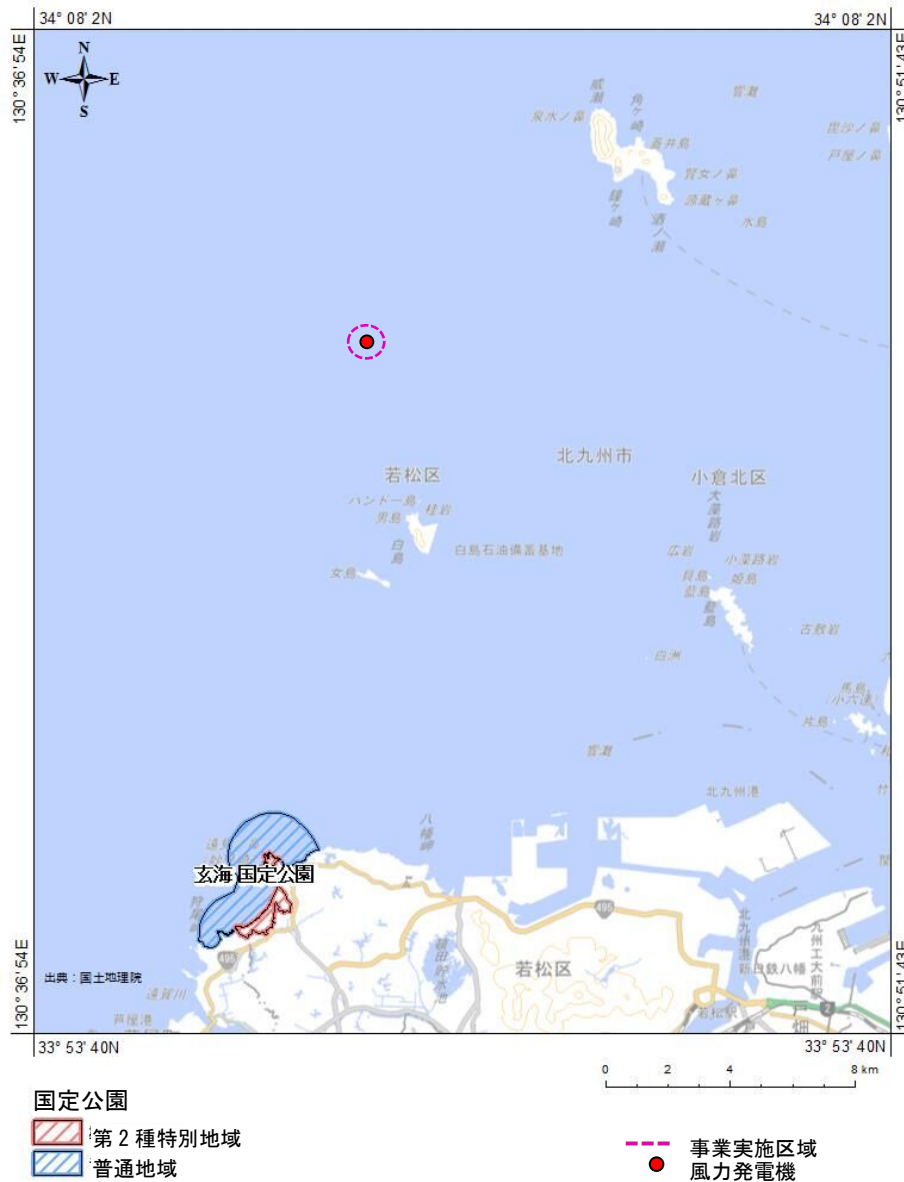
事業実施区域においては、航路標識法、船舶安全法、航空法、電気事業法が該当する。

表 3.2-8 法規制等の適用の状況

	名称	適用の有無及びその制約条件等	対応
a	自然公園法	無し。（若松北海岸に玄海国定公園があるが、事業実施区域ではない。）	不要
b	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	無し。（白島が鳥獣保護区に指定されているが、事業実施区域ではない。）	不要
c	国土利用計画法及び国土形成計画法	無し	不要
d	海岸法（漁港漁場整備法含む）	無し（海岸保全区域外）	不要
e	港湾法	無し（港湾区域外）	不要
f	港則法	無し	不要
g	航路標識法	有り	浮体構造物に適用
h	船舶安全法	有り	浮体構造物に適用
i	漁業法	無し（漁業権区域外）	風力発電機設置工事、実証研究時に関する調整・協議が必要。
j	航空法	有り	航空障害灯の設置、高さ制限無し。
k	文化財保護法	無し（史跡名勝天然記念物なし）	遺跡発見時は届出
l	景観条例等	無し（対象外）	情報提供
m	民法	無し	不要
n	建築基準法	無し	不要
o	電気事業法	有り	発電事業実施に当たり認可申請等が必要。
p	水産関係法令	無し	不要
q	環境基本条例	無し	不要
r	その他の社会的制約条件の状況	有り	既存の海底ケーブルが確認される。

a. 自然公園法

「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)では、国立公園、固定公園、県立自然公園における開発等を規制している。響灘周辺海域の西部沿岸側に玄海固定公園の指定地域があるものの、事業実施区域に自然公園は存在しない(図 3.2-11 参照)。

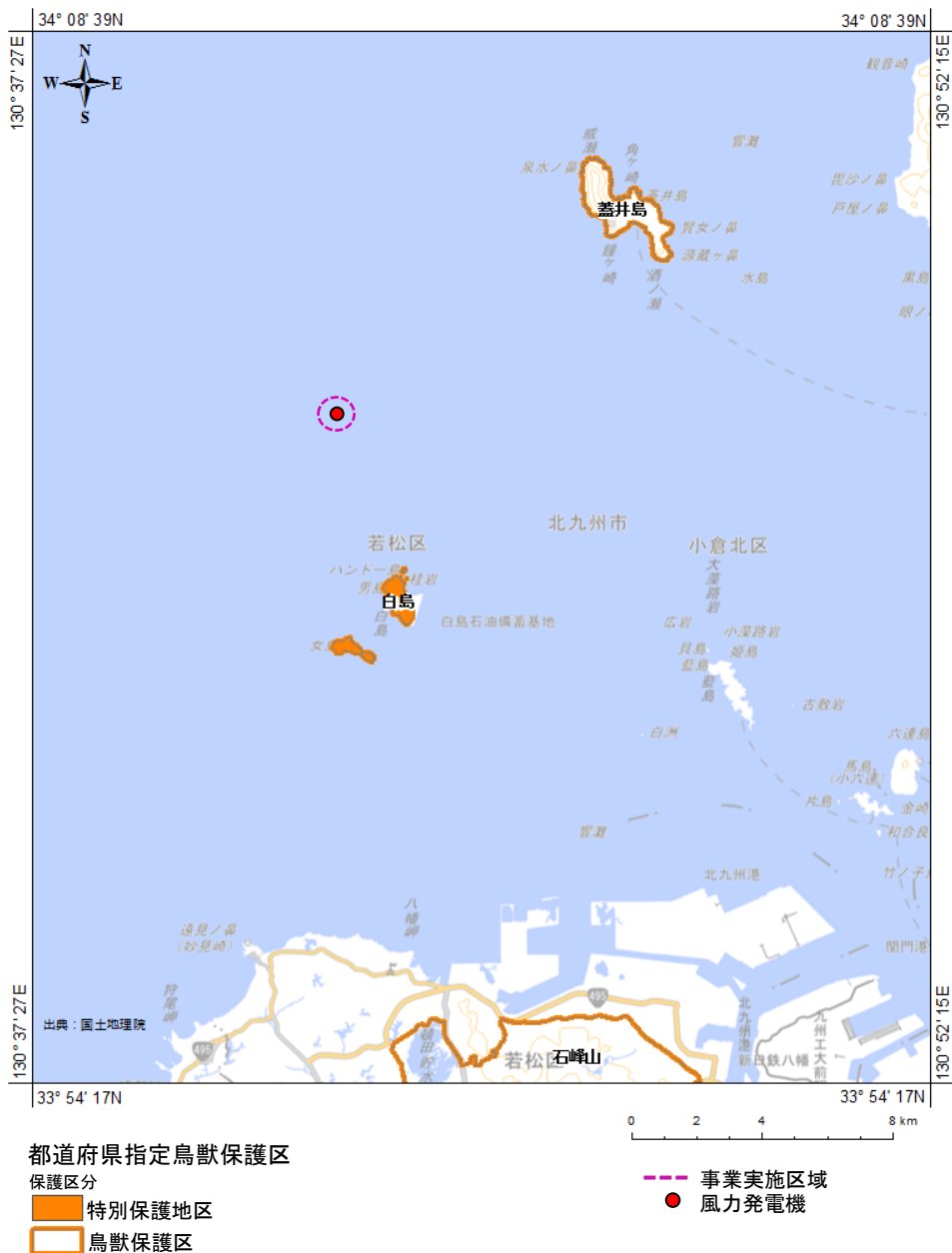


出典:「自然公園区域」(環境省、環境アセスメントデータベース、令和 4 年 6 月閲覧)

図 3.2-11 自然公園の位置図

b. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)では、鳥獣保護の観点から、鳥獣保護事業計画において鳥獣保護区域を指定することができる。北九州市沖の白島(男島の一部及び女島)は、特別保護地区に指定されている(図 3.2-12 参照)。



出典：「令和 3 年度福岡県鳥獣保護区等位置図」（福岡県ホームページ：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/tyoujyuuhogokutou.html>）（令和 4 年 6 月閲覧）

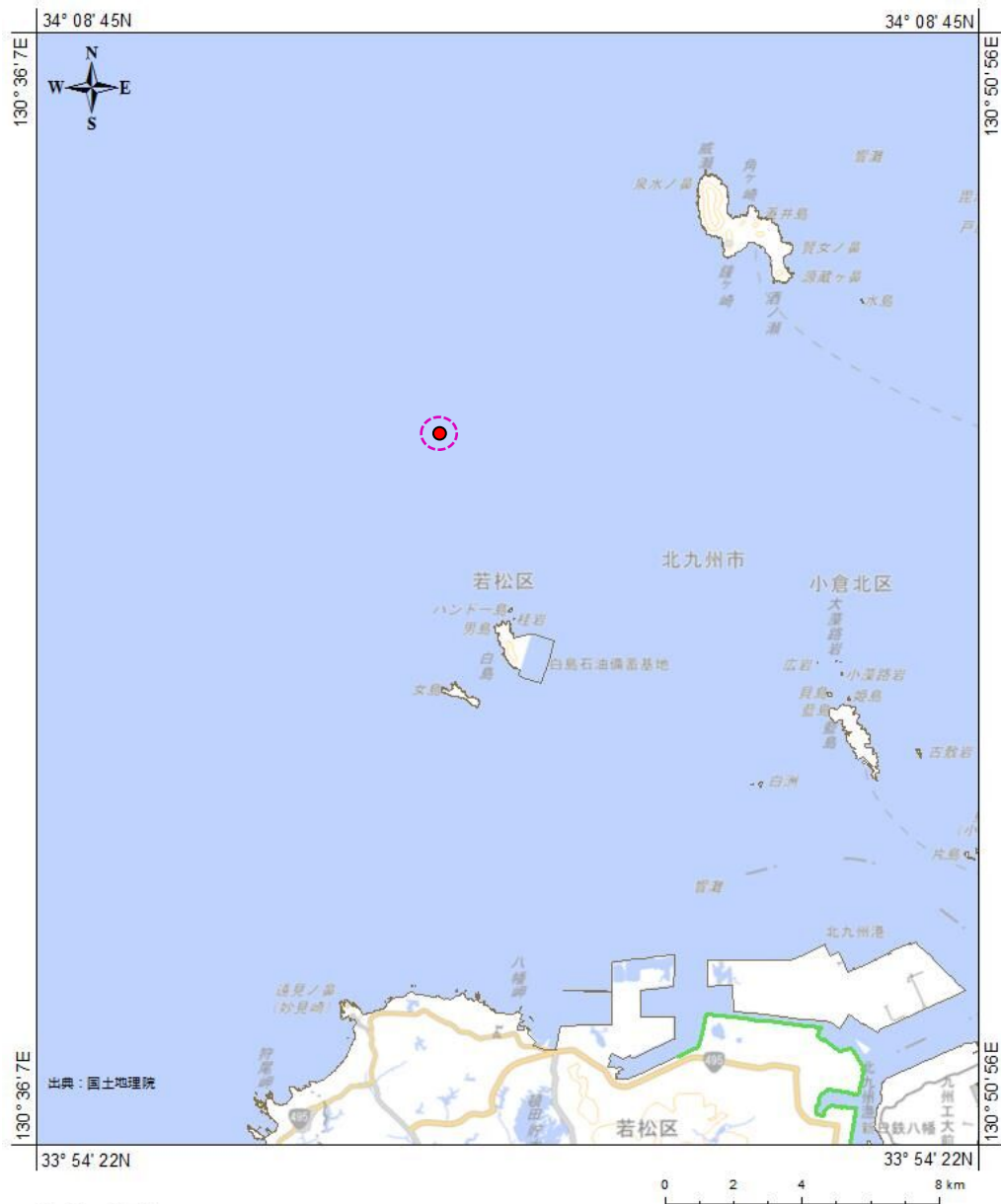
図 3.2-12 鳥獣保護区の位置図

c. 国土利用計画法及び国土形成計画法

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号）及び「国土形成計画法」（昭和 25 年法律第 205 号）並びにこれに関連する「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）等による事業実施区域の海域に制約を与える計画の情報は既存資料等により現状確認されていない。

d. 海岸法（漁港漁場整備法含む）

「海岸法」（昭和 31 年法律第 101 号）では、海または地盤の変動による被害から海岸を守るために、海岸保全区域として一定の区域を指定している。北九州港海岸における海岸保全区域は図 3.2-13 に示すとおりである。



海岸保全区域

— 海岸線

所管官庁

— 国土交通省港湾局

--- 事業実施区域

● 風力発電機

出典：「海岸保全区域」（環境省、環境アセスメントデータベース、令和 4 年 6 月閲覧）

図 3.2-13 北九州港海岸 海岸保全区域図

e. 港湾法

「港湾法」(昭和 25 年法律第 218 号)は、交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発及び保全することを目的としている。事業実施区域には港湾法に該当するエリアは存在しない。

f. 港則法

「港則法」(昭和 23 年法律第 174 号)は、港内における船舶交通の安全及び港内の整頓を図ることを目的としており、入出港の届出、びょう地の指定、夜間入港の制限、雑種船以外の移動の制限、雑種船以外の船舶の修繕またはけい船の届出、けい留等の制限等の規制がある。事業実施区域には港則法に該当するエリアは存在しない。

g. 航路標識法

「航路標識法」(昭和 24 年法律第 99 号)では、灯光、形象、彩色、音響、電波等の手段により港、湾、海峡その他の日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための灯台、灯標、立標、浮標、霧信号所、無線方位信号所その他の施設を航路標識として定めており、航路標識の機能の障害となるおそれのある建築物の建設等にあたっては、その障害を防ぐため必要な措置をしなければならない。

響灘周辺海域における航路標識の位置は、図 3.2-14 に示すとおりであり、海域の各所に航路標識(浮標)が設置されている。



図 3.2-14 航路標識の位置図

h. 船舶安全法

「船舶安全法」(昭和 8 年法律第 11 号)は、海上人命安全条約に即し船と人命の安全確保を目的として規定された法律である。船舶だけでなく、浮体構造物も船舶安全法の対象となり、浮体式洋上風力発電所は、この適用を受ける。

i. 漁業法

「漁業法」(昭和 24 年法律第 267 号)に基づく漁業権位置図は、前述の図 3.2-4 に示したとおりであり、事業実施区域は漁業権区域には該当していない。

j. 航空法

空港(滑走路)の標点を起点として 24km 以内の範囲は、「航空法」(昭和 27 年法律 231 号)第 56 条第 4 項に基づく制限表面(外側水平表面)が設定され、高さ 295m を超える建物等を設置することができない(距離に応じて制限がある)。

北九州市における空港は北九州空港(開港時は「新北九州空港」だったが、2008 年の「空港法」(昭和 31 年法律第 80 号)改正時に名称変更)であるが、同空港から馬島までの距離は約 20km、藍島までの距離は約 24km である。事業実施区域は距離がそれら以上に離れており制限区域には該当しない。

一方、同法第 51 条ならびに第 51 条の 2 に定める「航空障害灯」、「昼間障害標識」に関しては陸上風車と同様に対応する必要がある。具体的な設置方法については「航空障害灯/昼間障害標識等に関する解説・実施要領、平成 23 年 7 月 国土交通省航空局航空灯火・電気技術室」に基づき実施する。

k. 文化財保護法

「文化財保護法」(昭和 25 年法律 214 号)では史跡名勝天然記念物及び重要文化的景観等について当該箇所の開発を規制している。「北九州市環境配慮指針」(北九州市、平成 18 年 9 月)に記載される「若松区の地域環境特性」において示す指定文化財(天然記念物、史跡、建造物)は事業実施区域周辺には存在しない。海中遺跡・海中文化財は埋蔵文化財の範疇であるが、現状ではこれらの届出先である北九州市にそれらの情報は無い。

l. 景観条例

北九州市は、「北九州市都市景観条例」(昭和 59 年制定)及び「景観法」(平成 16 年法律第 110 号)に基づく「北九州市景観計画」(平成 20 年 7 月)が策定されている。景観計画では、北九州市全域を景観法に基づく「景観計画区域」とし、このうち、特色ある景観を有する地域や景観上、特に重要な地区を「景観形成誘導地域」、「景観重点整備地区」、「関門景観形成地域」と定めている。

m. 民法

事業実施区域周辺における民法(明治 29 年法律第 89 号)に係る物権、債権等の条

件は現状ではその存在を確認できない。

n. 建築基準法

浮体式洋上風力発電所に関しては船舶安全法及び電気事業法の対象となるため、「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）には該当しない。

o. 電気事業法

発電事業を実施する際における電気関係の基本的法令として「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）が位置づけられている。この法律に基づく電気事業法施行令や施行規則により、発電所の設置や変更工事に必要な諸手続きが規定されている。諸手続きには電気事業に係る認可申請、技術基準への適合、保安規程の届出、電気主任技術者の届出、工事計画の届出、使用前安全管理検査等がある。本事業は電気事業法の対象となる。

p. 水産関係法令

(a) 保護水面

事業実施区域及びその周辺には、「水産資源保護法」（昭和 26 年法律第 313 号）に基づく水産動植物の産卵、育成に適し、保護培養の措置を講ずべき保護水面の指定はない。

(b) 育成水面

事業実施区域周辺には、「沿岸漁場整備開発法」（昭和 49 年法律第 49 号）に基づく栽培漁業の推進を目的として設定される育成水面の指定はない。

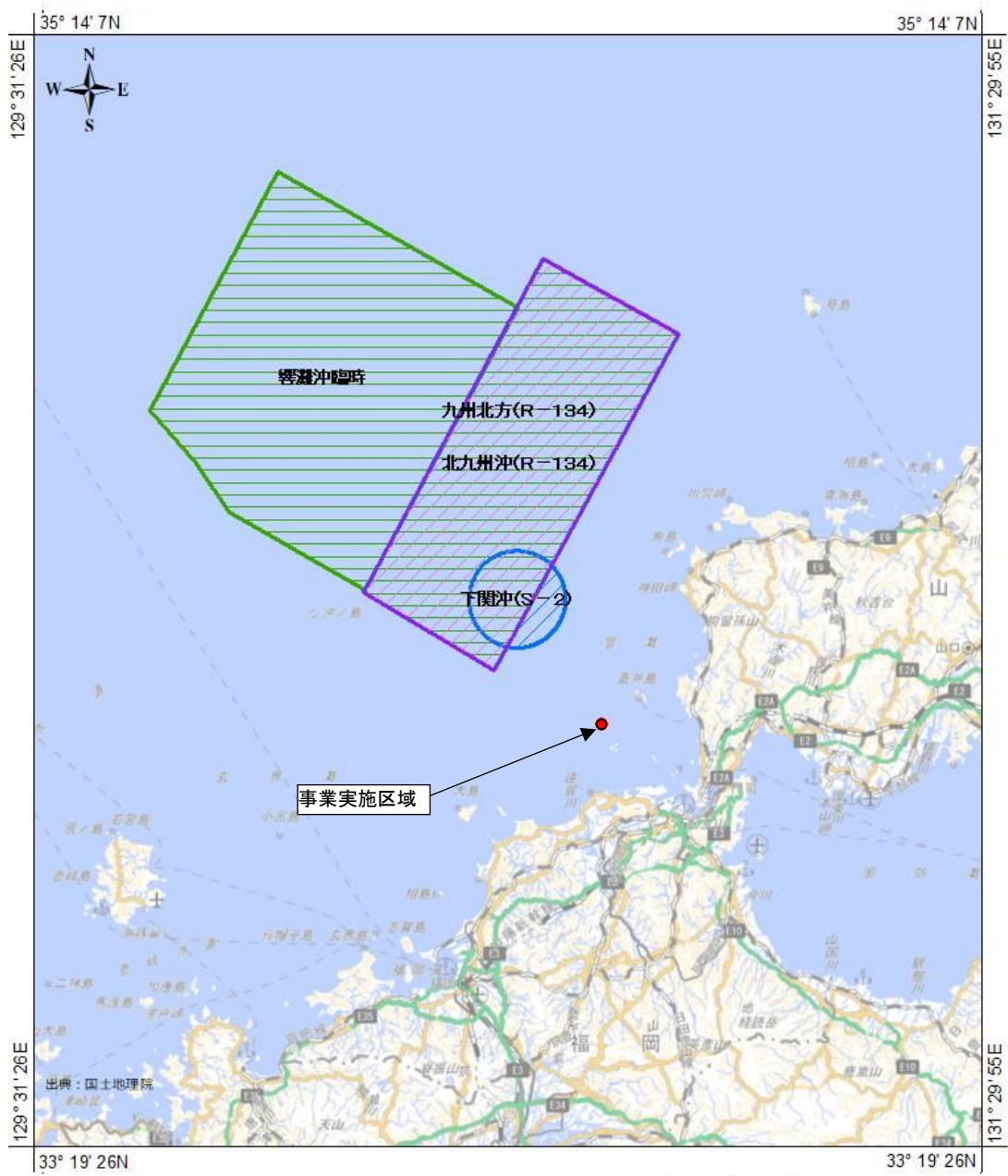
q. 環境基本条例

(a) 北九州市環境基本条例

北九州市では、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的として、「北九州市環境基本条例」（平成 12 年北九州市条例第 71 号）を制定している。同条例では、公害克服の経験を生かした環境国際協力や環境産業の振興など取組みのほか、化学物質対策や自動車公害対策などの市民に身近な環境保全対策、環境教育・学習の推進など市民・事業者の自発的な環境保全活動を促進するための規定などを設け、同時に、環境的発展が可能な都市づくりを進めるための基本理念や市・事業者・市民の役割、環境の保全に関する基本的事項を定めることにより、各種の施策を総合的・計画的に推進していくことなどを規定している。

r. その他の社会的制約条件の状況

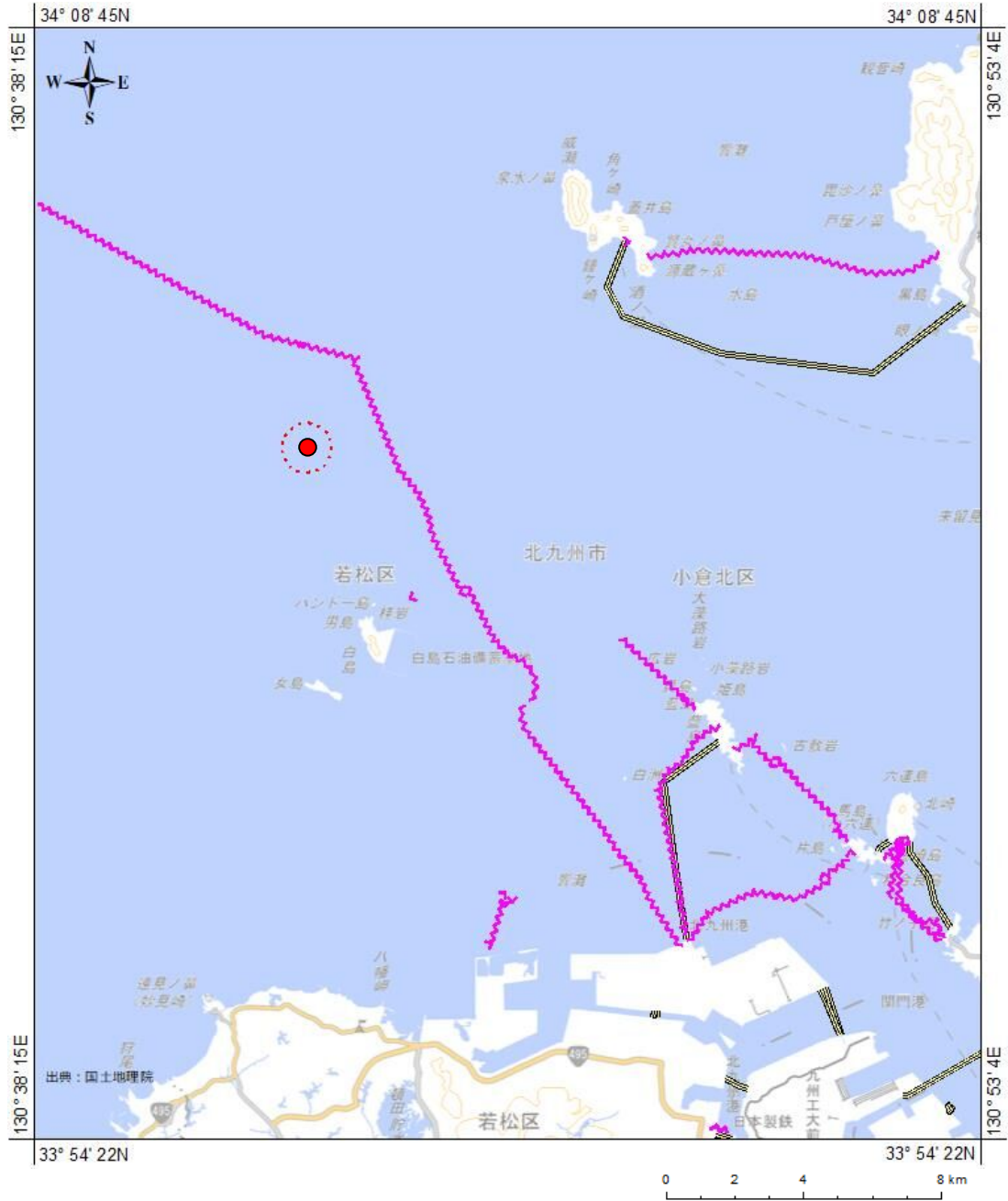
北九州市沿岸域においては、漁業無線の利用があると考えられるが、自衛隊訓練海域（図 3.2-15 参照）、自衛隊レーダ使用海域には該当しない。また、環境アセスメントデータベース（環境省）によると、海底ケーブルの敷設が確認されている（図 3.2-16 参照）。



- 米軍演習区域
- 米軍演習区域
 - 自衛隊射撃訓練等海上区域
 - 海上自衛隊
 - 航空自衛隊

出典：「米軍演習区域/自衛隊射撃訓練等海上区域」（環境省、環境アセスメントデータベース、令和4年6月閲覧）

図 3.2-15 米軍演習区域及び自衛隊射撃訓練等海上区域



海底ケーブル
 ー 海底ケーブル
 海底輸送管
 ー 海底輸送管

- - - 事業実施区域
 ● 風力発電機

出典：「海底ケーブル/海底輸送管」（環境省、環境アセスメントデータベース、令和4年6月閲覧）

図 3.2-16 海底ケーブル及び海底輸送管の敷設状況

3.2.8 その他の事項

なし